

## 2020年2月26日ラツィオ州知事令（概要）

### 【情報及び予防措置】

#### 第1条

あらゆるレベル・種類の学校、大学、その他の地方自治体事務所は、市民に開放された空間あるいは市民が集合、行き来する場所に、別添1の保健省が周知している予防措置に関する情報を掲示しなければならない。

#### 第2条

市民が出入りする場所だけではなく、地方自治体、特に保健衛生サービス施設では、利用者や訪問者だけでなく、職員も利用できる手洗いのための消毒薬を設置しなければならない。

#### 第3条

市長や業界団体（*associazioni di categoria*）は、別添1に列挙された予防策の情報拡散を店舗で促進しなければならない。

#### 第4条

地方公共交通機関の運営会社は公共交通機関の特別清掃作業を採り入れなければならない。

#### 第5条

修学旅行、姉妹都市交流、名称にかかわらずあらゆるガイドツアーや課外活動、あらゆるレベル、種類の教育機関のプログラムは2020年3月15日まで一時中止される。

#### 第6条

採用試験に関しては、試験の全ての段階で安全のための適切な距離を保つことが保証されなければならない。

【予防のための更なる措置及び中国又はウイルスの感染が認められたイタリアの市に滞在した者の扱い】

#### 第7条

直近14日間にWHOが規定する感染リスクが高い地域、あるいは別添2で示すウイルスの感染が発生したイタリア国内の市に滞在した者は、別添3が指定する管轄地域の保健機関内対策部（*Dipartimento di prevenzione dell'azienda sanitaria territorialmente competente*）にその旨を通知し、その保健機関内対策部は患者をサポートする総合診療医（MMG）あるいはかかりつけの小児科医（PLS）に通知しなければならない。

#### 第8条

市民から緊急事態番号112あるいは2020年2月27日から開通したフリーダイヤル

800.118.800 に接触があった場合、オペレーターは、(同市民の情報を)管轄地域の保健機関内対策部へ転送するために、身分及び連絡先を伝える。

## **第9条**

公的保健機関の職員 (operatore di Sanita' Pubblica) 及び/又は管轄地域の保健機関内対策部は、第7条及び第8条に基づき、以下に指定される方法によって、自宅隔離を指示することが想定される。

- a) 報告を受けたら、当人の他者との接触リスク (rischio di esposizione) につき適正な判断を下す目的で、公的保健機関職員が電話で接触し、可能な限り詳細及び実証的に、滞在地域及び直近14日間の旅行の行程につき情報を収集する。
- b) 保健監督及び自宅隔離を実施する必要があると判断された場合、公的保健機関職員は、当人の最大限の協力を得るため、方法と目的を示しつつ、取るべき対策を詳細に説明する。
- c) 保健監督及び自宅隔離を実施する必要があると判断された場合、公的保健機関職員は、INPS の証明書のためにも当人がサポートを受けることができる総合診療医あるいはかかりつけの小児科医に通知する。
- d) 仕事を休むために証明書が必要な場合の説明 (省略)

## **第10条**

公的保健機関職員は以下を実施しなければならない：

- a) 熱がないこと、自宅隔離に付される当人に他の持病がないか確認すること、また同居人がいる場合同居人に対しても同様に確認する。
- b) 当人に対し、症状、感染の特徴、感染のパターン、発症した場合に同居人を守るために実施すべき対策。
- c) 朝晩2回、体温を測ることの必要性につき当人に情報提供する。

## **第11条**

予防措置の効果を最大限にするため、また、以下の対策の最大限の遵守と適用を確保するために、自宅隔離の意義、方法及び目的について知らしめることは極めて重要である。

- a) 最後に他人と接触があった日から14日間隔離状態を保つこと
- b) 社会的接触の禁止
- c) 移動及び旅行の禁止
- d) 監督のために、連絡が取れる状態にいること

## **第12条**

自宅隔離に付されている間に症状が現れた場合、当人は以下を行わなければならない。

- a) 総合診療医 (MMG) あるいはかかりつけの小児科医 (PLS) 及び、テストの実施手続きを自宅で開始する公的保健機関職員に即座に通知すること
- b) 外科用マスク (自宅隔離開始の時点で供給される) を着用し、その他の同居者から離れる

c) 病院へ搬送されるまでの間、適度な換気を行いつつも、自室の扉を閉めて待機する

【自宅隔離の監督】

**第13条**

公的保健機関は監督対象の当人の健康状態を把握するため日々連絡をとることとなる。症状が発症した場合には第12条の手続きが取られる。

ラツィオ州知事  
ニコラ・ジンガレッティ

別添1 保健省が推奨している予防措置（手洗いその他の記載されたポスターの写）

別添2 ウイルスの感染が発生したイタリア国内の市

別添3 管轄地域の指定保健機関内対策部のリスト